

「飲酒運転撲滅宣言の店」の登録について

平成 24 年 4 月 1 日に施行された「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」では、飲食店営業者（県内で酒類を提供して飲食させる営業を行う者）は、車両利用の来店者の飲酒運転を防止するための措置を講じる旨の宣言を行うよう努めることとされています。

「飲酒運転撲滅宣言の店」の登録とは、飲食店営業者の皆さんに宣言を行った旨を届出いただき、県が登録するものです。

登録していただくと、「飲酒運転撲滅宣言の店」であること示す登録証を発行、県のホームページでの飲食店の紹介、広報・啓発に必要な情報の提供などを行います。



1 対象

福岡県内において酒類を提供する飲食店（営業の形態にかかわらず、店舗その他の施設において酒類を提供して飲食させる飲食店等）

2 届出方法

福岡県「飲酒運転撲滅宣言の店」届出書（様式第 1 号）に必要事項をご記入の上、下記の「5 届出先・問い合わせ先」までご提出ください。

3 届出書等入手方法

下記の方法により入手してください。

(1) 県のホームページからダウンロードしてください。

[撲滅宣言ホームページ](#)

[検索](#)

(2) 下記 「5 届出先・問い合わせ先」にご連絡ください。様式等を郵送いたします。

4 その他

- ・ 取組の内容については、例を裏面に掲載しています。参考にしてください。
- ・ 届出書を提出いただきましたら、内容を確認後、登録証、啓発物を送付いたします。発行手続のため送付までに期間を要する場合があります。

5 届出先・問い合わせ先

福岡県新社会推進部生活安全課交通安全係

anzen@pref.fukuoka.lg.jp

TEL : 092-643-3167

FAX : 092-643-3169

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7



飲酒運転防止のための取組例

- 飲酒運転撲滅に関するポスター、ステッカー等の啓発文書を来店者によく見える場所に掲示し、飲酒運転撲滅の呼びかけを行います。
- 飲食店オリジナルの飲酒運転撲滅ステッカーやチラシ等を掲示します。
- メニュー、箸袋等に飲酒運転撲滅にかかるスローガン等を印刷して啓発します。
- お酒を注文される来店者に対して、車両利用の有無を確認し、場合によっては車両の鍵をお預かりします。
- ハンドルキーパーさんに対して、ソフトドリンクのサービス等を実施します。
- 来店者に対して、運転代行業者の手配や割引券を配付します。
- 格安料金でノンアルコールビールを販売いたします。
- お酒を注文される来店者が、車両利用であったとき、運転代行の利用や帰宅方法の申告を求め、当店オリジナルの申告書兼アンケート用紙に記入をお願いします。
- 前項のアンケート用紙と引きかえに飲食物の割引券をお渡し、申告がないときは酒類を提供しません。
- 来店者が複数人の場合には、帰宅時の運転者の申告を求め、申告がないときは全員に対し酒類を提供しません。また、申告があったときは当該運転者に対して酒類を提供しません。

飲酒運転は
絶対しない！させない！許さない！

福岡県から飲酒運転をなくすためには、県民ひとりひとりがそれぞれの立場で、対策に取り組むことが必要です。

みんなで、飲酒運転のない、安全で安心して暮らせる社会を作りましょう。



福岡県「飲酒運転撲滅宣言の店」登録実施要領

1 趣旨

この要領は、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成24年福岡県条例第1号）第21条第1項の規定により飲酒運転の撲滅に取り組む旨の宣言をし、同条第2項の規定に基づき知事に書面を提出した飲食店業者の「飲酒運転撲滅宣言の店」登録について必要な事項を定める。

2 登録制度の目的

飲酒運転の撲滅に取り組む旨の宣言を行った飲食店を登録することにより、飲酒運転撲滅対策の具体的な取組を促進する。

飲酒運転撲滅宣言の店には登録証を交付し、県のホームページなどで広く紹介する。

3 宣言及び書面の提出

(1) 対象

福岡県内において酒類を提供する飲食店（営業の形態にかかわらず、店舗その他の設備において酒類を提供する飲食店）

(2) 内容

飲食店業者は、経営する飲食店等において、飲酒運転の撲滅に取り組む旨の宣言を行い、宣言を記載した書面を知事に提出する。

なお、宣言の内容は、具体的な取組内容を示したものとする。

(3) 書面の提出方法

登録を希望する飲食店業者は福岡県「飲酒運転撲滅宣言の店」届出書（様式第1号）を知事に提出する。

4 登録の手続き

(1) 知事は、届出書に記載された飲食店名、所在地、電話番号、宣言（取組）内容等を福岡県飲酒運転撲滅宣言登録簿（様式第2号）に登録する。ただし、登録の取消等の事由に該当する場合は登録しない。

(2) 知事は、登録した飲食店（以下「登録飲食店」という。）に対し登録証を交付する。

5 登録内容の変更

登録飲食店は、飲食店名、宣言（取組）内容、所在地、電話番号等の届出内容に変更が生じた場合は、知事に変更内容を連絡しなければならない。

6 情報の公開

- (1) 知事は、福岡県飲酒運転撲滅宣言登録簿を県のホームページ及び福岡県新社会推進部生活安全課内で公開する。
- (2) ホームページの掲載について、登録飲食店が希望した場合には、知事は当該登録飲食店に係る情報をホームページに掲載しないものとする。

7 実施報告

知事は、登録飲食店の営業者に実施報告を求めることができる。

8 登録の取消等

知事は、登録飲食店が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、登録飲食店の登録を取り消すものとする。

- (1) 飲食店の代表者又は役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合
- (2) その他、知事が適当ではないと認める場合

9 県の支援等

知事は、登録飲食店の具体的な取組に関し、情報提供、指導、助言などの支援に努めるものとする。

附則：この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附則：この要領は、平成24年6月8日より施行する。